

## 2020年度 第2回全国健康保険協会佐賀支部評議会議事録

- ◎日 時 2020年10月28日（水）10：00～11：30
- ◎場 所 アパホテル佐賀駅南口11階会議室
- ◎出席者 学識経験者（平部評議員、丸谷評議員）  
事業主代表（江島評議員、宮原評議員、吉村評議員）  
被保険者代表（蕪竹評議員、八谷評議員、原評議員） 50音順

オブザーバー 佐賀県健康福祉部健康増進課

### ◎議題

1. 支部保険者機能強化予算（案）
2. 令和3年度保険料率

### ◎主な意見等

#### 1. 支部保険者機能強化予算（案）

資料1に基づき、事務局から説明。  
主なご意見等は以下のとおり。

#### 【事業主代表】

今年度はアクションプラン最終年度である。次のアクションプランに向けてどのような総括を行ったのか。また、インセンティブ制度の評価指標は佐賀支部の保険料率を下げるために非常に重要であると感じており、今回の予算案はアクションプランやインセンティブ制度を意識した予算配分・事業実施となっているのか。

また、非アルコール性脂肪性肝疾患の重症化予防事業の取り組みについては、佐賀県は肝がん死亡率が高い県であるため、地域性が反映された良い事業だと思う。

#### 【事務局】

アクションプランの内容を基に、事業計画を作成し、佐賀支部ではその冒頭に全国一高い保険料率から脱却することを目標に掲げている。後発医薬品の使用割合で佐賀支部は良い成績を収めているが、さらに使用割合を伸ばしていくためにも、まずは保険料が全国一高いということを広く県民に認知してもらうことが重要だと考えている。認知度を向上させ、行動変容を促す広報を実施することが、アクションプランやインセンティブ制度にある後発医薬品の使用促進や、健診受診率の向上、保健指導実施率の向上に繋がると考えている。

**【学識経験者】**

保険者機能強化予算案の中で、直接的にインセンティブ獲得に繋がる事業はあるか。

**【事務局】**

インセンティブ獲得に向けた事業として、後発医薬品使用割合向上については、継続事業・新規事業を含めた2事業を計画している。指標1～4については、健診受診率の向上については複数事業、保健指導実施率向上・未治療者への受診勧奨に関する事業も計画している。その他、コラボヘルス事業を実施することで、後発医薬品使用割合向上以外の項目に貢献できると考えている。

**【事業主代表】**

支部保健事業予算は約3千万円あり、幅広い事業を計画していることがわかるが、地域の特性を踏まえた思い切った予算配分をすべきであり、事業の後には検証もしなければ知見が得られない。

**【被保険者代表】**

出産を契機とした禁煙啓発は良い着眼点である。佐賀県では昨年度から父子手帳の配布に関する事業を始めているので、県と連携した取り組みをしてみても良いのではないか。

また、非アルコール性脂肪性肝疾患の重症化予防事業についても、佐賀県は肝がん、肝炎対策に積極的に取り組んでいるため、この事業においても県と連携した取り組みが可能ではないか。

**【学識経験者】**

非アルコール性脂肪性肝疾患の重症化予防事業の取り組みについては、非常に良い取り組みであると思われるので、健診実施機関や大学病院との共同などの、手法を検討することで実施していただきたい。

**【被保険者代表】**

喫煙者の割合は16.7%であり、男性27.1%、女性7.6%と全国的に喫煙率は低下している。佐賀も喫煙率が低下している事を数値として示すことで、喫煙者に対してプレッシャーを与えることができるのではないか。

**【事務局】**

評議会資料として提示している数値は、問診票データを基にしているため、若年層が含まれていない。若年層を含めるとさらに喫煙者の割合は減少する。

**【学識経験者】**

禁煙事業においても佐賀県と共同で実施できることがあれば取り組んでもらいたい。

**【事業主代表】**

前年度実施したテレビCMにより、佐賀支部の医療費が一番高い事を広報したが、視聴した割合が36.6%と、63.4%には広報が届いていない。佐賀支部の保険料率が一番高いということだけではなく、二番目に高い支部との乖離はどれだけあるかを示すと効果的なのではないか。予算規模も大きいため、十分な効果を期待している。

**【被保険者代表】**

位置情報を利用した後発医薬品使用勧奨について、時流に乗った新しい手法であるが、予算規模は適正なのか。また、どの程度の効果を見込んでいるのか。

**【事務局】**

この取り組みはジオターゲティング広告といい、先行実施している他支部の実績に基づいて予算額を設定しており、効果としても同程度(表示回数1,777,777回、クリック数3,200回)を見込んでいる。

## **2. 令和3年度保険料率**

資料2-1、資料2-2、資料2-3、当日資料1~4に基づき、事務局から説明。

主なご意見等は以下のとおり。

(インセンティブ制度に関して)

**【事業主代表】**

新型コロナウイルス感染症の影響により、加入者の意識として医療機関の受診控え、健診受診控えが発生している。通常の心理状態ではない状況でのデータでは競争性が正当に発揮されないのではないかと。新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して令和3年度、令和4年度はインセンティブ制度を実施しないという考え方もあると思う。

**【事業主代表】**

評価にかかる数値の変動が大きくなると思われ、状況が読めないため、過去のデータを参照するというのは危険ではないか。企業は雇用調整金あるいは助成金などにより辛うじて経営を維持しているような状況である中においては、評価方法を変更すべきではない、もしくはインセンティブ制度を実施しない方が良いと考える。

**【学識経験者】**

インセンティブ制度を実施しないという考え方にも2種類あり、1つは報奨金の付与を行

わないという考え方、もう1つはインセンティブ制度の指標に対する評価を行わず、今年度の獲得実績のまま付与するという考え方がある。

**【事業主代表】**

全国一律の保険料率に戻すという議論はできないか。

**【学識経験者】**

法改正が必要となる。ただし、佐賀支部評議会意見として本部に提出したいと考えている。

**【被保険者代表】**

コロナ禍でも健康維持・増進に関する事業や、インセンティブ制度にかかる事業は実施していく事になる。佐賀支部はインセンティブ制度の順位が1位であることもあり、伸びしろが少なく、今年度も事業を実施したうえで、インセンティブ制度の評価を行わないとなると、インセンティブ制度を再開した際には伸び幅がなく、報奨金を得られなくなってしまうのではないか。

**【事務局】**

令和元年度実績評価の順位で佐賀支部は8位となっているが、前年度の順位を踏まえ、伸びしろの部分に影響していると考えており、それは想定していた影響である。

**【学識経験者】**

インセンティブ制度を実施しないとすると、評価を受ける機会がなくなり、これまでの努力が無駄になってしまうため、努力が最大限評価されるインセンティブ制度は実施する方向で議論を行いたい。

**【学識経験者】**

論点①について、令和元年度実績を令和3年度保険料率に反映する場合において、0.007%と定められているが、そのままとしてよいか。

**【全評議員】**

異論なし。

**【学識経験者】**

論点②について、インセンティブ制度の評価方法を変更する必要があるか。

【事業主代表】【被保険者代表】

案②は公平性が保たれ納得を得られるのではないか。

(保険料率に関して)

【事業主代表】

単年度収支均衡と5年収支の議論をするべきであるが、本部が示すデータは10年のものばかりであり、それを中長期的な考えとされている。

また、令和2年7月31日時点で約770億円の保険料の納付猶予が発生しており、企業は雇用調整金等により経営を維持しているという厳しい状況下にあるにも関わらず、準備金残高は4.3か月分積みあがっている。こういう時だからこそ保険料負担の面からも企業を助けるべきではないか。

【学識経験者】

保険料率の議論にあたり、不確定要素を入れすぎるのはどうかと思う。

【学識経験者】

保険料率の変更時期について、例年どおり4月で良いか。

【全評議員】

異論なし

【学識経験者】

コロナケースにおいては、来年10月からでも良いのではないかという意見があってもよいと思う。

【学識経験者】

保険料率、インセンティブにかかる論点について、評議員の皆様からの意見は事務局の方で取りまとめたうえ報告することとし、保険料率にかかる佐賀支部評議会意見は、議長取りまとめのうえ提出することとして良いか。

【全評議員】

異論なし

以 上

令和 年 月 日

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印